



第4号様式

流 教 学第1482号
令和 3年 3月17日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年2月18日付け、流監第112号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和3年2月18日・流監第112号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
学校教育部 学校教育課	指摘	賃貸借契約または賃貸借及び保守契約において、契約書に仕様書が未添付であった。規則等に定められた適正な契約事務を執行されたい。	今後は、契約前の負担行為の決裁時において、契約書（案）を添付し確認することとする。
学校教育部 学校教育課	意見	給食用消耗品について、保健体育費で支出すべきところ、伝票処理の誤りにより教育総務費で支出していた。予算の執行過程における事務処理の誤りに対し、起こり得るリスクを再検討し、事業別・科目別 予算の考え方に基づき、適正な予算の執行ができるよう厳正なチェック体制を構築されたい。	伝票担当者に対し、予算書に基づく予算科目的確認徹底を指導したほか、伝票決裁における決裁者によるチェックの徹底について再確認を行った。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。